

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月13日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社N T T ドコモ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号
【電話番号】	03-5156-1688
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部長 谷澤 正和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社N T T ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社N T T ドコモをいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、住信S B I ネット銀行株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注 8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月30日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年5月30日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が金融庁から2025年6月13日付で銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第52条の9第1項に基づく認可を取得したこと、及び日本電信電話株式会社（2025年7月1日付でN T T 株式会社への商号変更が予定されております。）が金融庁から2025年6月13日付で銀行法第52条の9第1項に基づく認可を取得したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

銀行法第52条の 9 第 1 項 (公開買付者)

(前略)

公開買付者は、本株式取得に関して、既に金融庁に対する事前相談は行っており、本公開買付けの開始以後、速やかに金融庁に対し、本認可 の正式申請を行う予定です。

公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに本認可 を受けることができなかった場合、金融庁から本認可 を受けたが、本認可 に公開買付者が同意できない条件 (銀行法第54条第 1 項に規定される条件をいいます。以下 において同じです。) が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可 が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁から本認可 を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の 8 第 2 項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

銀行法第52条の 9 第 1 項 (N T T)

(前略)

N T T は、本公開買付けの開始後、速やかに金融庁に対して本株式取得に関する相談を実施し、本認可 の申請を行う予定です。

公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに本認可 を受けることができなかった場合、金融庁から本認可 を受けたが、本認可 にN T T が同意できない条件が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可 が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁から本認可 を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の 8 第 2 項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

銀行法第52条の 9 第 1 項 (公開買付者)

(前略)

公開買付者は、本株式取得に関して、本認可 の申請を行い、金融庁から2025年 6 月13日付で、本認可 を取得しております。なお、本認可 には公開買付者が同意できない条件 (銀行法第54条第 1 項に規定される条件をいいます。以下 において同じです。) は付されておられません。

銀行法第52条の 9 第 1 項 (N T T)

(前略)

N T T は、本株式取得に関して、本認可 の申請を行い、金融庁から2025年 6 月13日付で、本認可 を取得しております。なお、本認可 にはN T T が同意できない条件は付されておられません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

銀行法第52条の9第1項(公開買付者)

許可等の日付 2025年6月13日

許可等の番号 金監督第1810号

銀行法第52条の9第1項(NTT)

許可等の日付 2025年6月13日

許可等の番号 金監督第1810号

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁から本認可 又は本認可を受けることができなかった場合、金融庁から本認可 又は本認可を受けたが、本認可 又は本認可 に公開買付者又はNTTが同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可 又は本認可 が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年5月30日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第52条の9第1項の定めによる金融庁の認可（公開買付者が受ける認可及びN T Tが受ける認可を総称して、以下「本認可」といいます。）を受けることができなかった場合、金融庁から本認可を受けたが、本認可に公開買付者又はN T Tが同意できない条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公開買付者は、金融庁から2025年6月13日付で銀行法第52条の9第1項に基づく認可を取得し、N T Tは、金融庁から2025年6月13日付で銀行法第52条の9第1項に基づく認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、当該認可に係る認可証を本書に添付いたします。